

和泉市定額減税調整給付金支給業務及び和泉市児童手当支給業務委託

公募型指名競争入札実施要領

1. 指名競争入札に付する事項

(1) 件名

和泉市定額減税調整給付金支給業務及び和泉市児童手当支給業務委託（合併入札）

(2) 事業名等

- ① 和泉市定額減税調整給付金支給業務
- ② 和泉市児童手当支給業務

(3) 事業概要

- ① デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年12月22日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税調整給付金を支給する。

別紙仕様書に基づき、定額減税調整給付金の支給に必要な一切の業務の委託を行う。

- ② 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として児童手当制度の抜本的拡充し、手当を支給する。

別紙仕様書に基づき、児童手当拡充に伴う支給に必要な一切の業務の委託を行う。

(4) 履行場所

- ①、②発注者指定場所

(5) 履行期間

- ① 契約締結日（令和6年5月下旬（予定））～令和6年11月11日
- ② 契約締結日（令和6年5月下旬（予定））～令和6年11月29日

(6) 入札予定価格

¥48,842,750円（税抜き¥44,402,500円）

内訳

①和泉市定額減税調整給付金支給業務

¥41,714,750円（税抜き¥37,922,500円）

②和泉市児童手当支給業務

¥7,128,000円（税抜き¥6,480,000円）

※積算にあたっては、上記の入札予定価格を超過しないこと。

※積算にあたっては、①及び②の内訳の価格を超過しないこと。

※業務の詳細については、仕様書を参照すること。

(7) 仕様書等関係図書配布

配布方法：和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

<配布資料>

仕様書、入札参加申請書、質疑書、入札書（記入の仕方）、入札書、入札内訳書（記入の仕方）、入札内訳書、辞退届、指定封筒作成案内、郵便入札注意事項及びチェックシート、各種要綱等

<和泉市公式ホームページ>

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/zeimusitu/osirase/20031.html>

配布期間：入札公表から令和6年4月26日（金）

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加表明時において次の（1）（2）いずれかの条件をみたし、（ア）～（ケ）の全てに該当す

ること。

- (1) 和泉市における令和4年・5年度の入札参加資格を有していること。
- (2) (1)における入札参加資格を有していない場合は公募型指名競争入札参加申請書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）を提出すること。
 - ① 印鑑登録証明書 ※写し
 - ② 商業登記簿謄本（登記事項証明書） ※写し
 - ③ 決算報告書一式 ※写し 直近1年分
 - ④ 国税の納税証明書 「その3の3」 ※写し
 - ⑤ 市税の納税証明書（直近2年間） ※市外事業者の場合は不要
 - ⑥ 委任状（受任者をたてる場合）
 - ⑦ 使用印鑑届
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約書
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (ウ) 地方税（本市に本店・支店・営業所等が存する場合に限る。）及び国税の未納がないこと。
- (エ) 参加者、参加者の役員又は従業員が過去10年間、暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (オ) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (カ) 大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- (キ) 情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。また、契約期間は認証を継続すること。
- (ク) 過去3年間において、本市又は本市と同等規模以上（人口18万人以上）の自治体から給付金業務委託（申請受付、審査及びコールセンター業務）を受注した実績を3件以上有すること。
- (ケ) 統括責任者として、受注者に3年以上雇用されている正規雇用者で、非課税向け給付金業務等の業務委託の管理経験があるものを配置できること。

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 提出期間：令和6年4月22日(月)～令和6年4月26日(金) 17時まで
- ② 提出先：和泉市役所総務部税務室市民税担当
〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 本庁舎1階
- ③ 提出書類：
 - ・公募型指名競争入札参加申請書（指定様式）
 - ・担当者名刺
 - ・情報セキュリティマネジメントの認証を受けていることが証明できるもの
 - ・2（ク）及び（ケ）の実績が証明できるもの
（様式は任意 実施日時、対象自治体、業務名称、業務内容を記載のこと）
及び、2（2）に該当する者は、（2）①～⑧
- ④ 提出方法：直接持参または簡易書留、レターパック（配達補償があるもの）とする。
※簡易書留、レターパックの場合は提出期間内必着（着払不可）とする。

4. 指名通知の通知日時及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札指名通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対してはその旨等を通知する。

- ① 通知日時：令和6年5月2日(木) 17時まで
- ② 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

5. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

- ① 提出期限：令和6年5月10日(金)16時まで
- ② 提出書類：質疑書
- ③ 提出方法：電子メール (tyouseizidou@city.osaka-izumi.lg.jp) で提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

- ① 通知日時：令和6年5月15日(水)17時まで
- ② 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

7. 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則による

8. 入札方法

- (1) 本入札は郵便入札にて執り行う。
- (2) 入札参加者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日に入札書等が到達するよう郵送すること。
- (3) 入札書・入札内訳書記入
消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には、必要な諸経費の一切を含めた金額（消費税及び地方消費税を除く）を記入すること。
- (4) 落札者の決定
入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、くじにより落札者を決定する。この場合当該入札者は、くじを辞退することは出来ない。
- (5) 入札（開札）回数は1回とする

9. 郵送書類及び郵送方法

- (1) 郵送書類
 - ① 入札書（市ホームページからダウンロード）
 - ② 入札内訳書（市ホームページからダウンロード）
- (2) 郵送方法
入札書等郵送用指定封筒（指定封筒作成案内を市ホームページで確認）に（1）の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。
 - ① 次のいずれかの方法で郵送するものであること
 - ア、一般書留
 - イ、簡易書留
 - ② 次のいずれかの方法で配達日等の指定をするものであること
 - ア、配達日指定郵便
 - イ、配達時間帯指定郵便（配達時間帯の区分が「午前8時から午前12時まで」であること）

10. 配達指定日

令和6年5月21日（火）

「9 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札、配達指定日以外に到着した入札は、無効

とする。

1 1. 入札（開札）の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月22日(水)14時00分

(2) 場所

和泉市役所 本館3階 3A会議室

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

1 2. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

和泉市財務規則による

(2) 契約の締結

落札者は、落札決定日から7日以内に、入札内訳書に記載された金額での単価契約、並びに総価契約を締結しなければならない。（ただし、入札金額を算定するにあたって使用した数量を保証するものではない。）

正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものとし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、和泉市財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

受注者から業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき支払う。詳細は仕様書参照のこと。

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(6) 入札の無効に関する事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第8条に記載

<問合先・提出先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 総務部税務室 市民税担当

TEL:0725(99)8108

FAX:0725(40)2308

受付期間:土日祝日を除く平日8時45分～17時15分

メール: tyouseizidou@city.osaka-izumi.lg.jp